

問題行動等に対する生徒の懲戒についての指針

1 懲戒に関する規定

懲戒について、学校教育法（昭和22年法律第26号）第11条の規定では、「校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、文部科学大臣の定めるところにより、児童、生徒及び学生に懲戒を加えることができる。」とされ、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第26条第2項の規定では「懲戒のうち、退学、停学及び訓告の処分は、校長が行う。」、同条第3項の規定では「前項の退学は、（中略）次の各号のいずれかに該当する児童等に対して行うことができる。

<退学の要件>

1. 性行不良で改善の見込がないと認められる者
2. 学力劣等で成業の見込がないと認められる者
3. 正当の理由がなくて出席常でない者
4. 学校の秩序を乱し、その他学生又は生徒としての本分に反した者」と定めている。

2 懲戒の種類

生徒への懲戒は、「懲戒処分」と「特別指導」に大きく分けられる。

(1) 懲戒処分

学校教育法施行規則第26条第2項に記載がある処分として、退学、停学及び訓告がある。これらを「懲戒処分」とする。そのなかで退学と停学は、生徒の教育を受ける地位や権利に変動をもたらす懲戒であり、生徒指導提要（令和4年12月文部科学省作成。以下「提要」という。）における「法的効果を伴う懲戒」にあたる。

懲戒処分は、制裁としての性質をもつが、学校における教育目的を達成するために行われるものであり、教育的効果を持つものとなるよう配慮しなければならない。

(2) 特別指導

学校教育法施行規則第26条第2項に該当するものではないが、生徒の内省を促す事実上の懲戒として、謹慎（自宅謹慎、学校内謹慎）、校長による訓戒、教員による説諭がある。これらを「特別指導」とする。

特別指導のなかで、謹慎は、法的効果を伴わないが、教育を受ける地位や権利に変動をもたらすものであり、保護者の理解や協力を得ることが必要である。

生徒の懲戒規程

(目的)

第1条 この規程は、北海道日高高等学校生徒の懲戒について別に定める(学校教育法、学校教育法施行規則等)ほか、必要な事項を定めるものとする。

(法的効果を伴う懲戒)

第2条 懲戒のうち、退学、停学及び訓告の処分は、校長が行う。退学は、次の各号のいずれかに該当する児童等に対して行うことができる。

1. 性行不良で改善の見込がないと認められる者
2. 学力劣等で成業の見込がないと認められる者
3. 正当の理由がなくて出席常でない者
4. 学校の秩序を乱し、その他学生又は生徒としての本分に反した者

(事実行為としての懲戒)

第3条 謹慎は、家庭において問題行動を反省し、自己を見つめ直すものとする。

なお、謹慎となる問題行動及び特別指導期間の目安は、別記のとおりとする。

- 2 厳重注意は、校長訓戒、教頭説諭、及び生徒指導委員注意とする。

(手続)

第4条 校長は、懲戒のうち、退学、停学及び訓告の処分を行う場合、その生徒及び保護者に対し、文書により命ずる。

(指導措置の告知)

第5条 校長は、懲戒のうち、謹慎を行う場合、生徒及び保護者に対し、指導内容を申し渡すこととする。

(指導措置の解除)

第6条 校長は、懲戒のうち、謹慎を行う場合、生徒及び保護者に対し、反省状況を鑑み謹慎の解除を申し渡すこととする。

別記

いじめ(インターネット上のものも含む)	10日程度
暴力・暴言・威圧行為等(対教師も含む)	10日程度
金銭要求	10日程度
身体接触を伴うわいせつ行為	10日程度
わいせつな行為(セクハラ行為)及び盗撮	10日程度
カンニング	10日程度
器物破損	10日程度
授業妨害	10日程度
懲戒に対する指導無視	10日程度

以下省略

附則1 この規定は、令和5年4月1日より施行する。

附則2 この規定は、令和5年11月1日より一部改正して施行する。